

## 地球温暖化防止啓発ツールの貸出規定

鳥取県地球温暖化防止活動推進センター

(目的)

第 1 条 鳥取県民の地球温暖化防止、省エネそして環境保全活動の普及・啓発のため、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）で所有しているパネル、DVD・CD-ROM、実習用具、測定器等（以下「啓発ツール」という。）の貸出について必要な事項を定める。

(貸出品目)

第 2 条 貸出する啓発ツールは別表 1 のとおりとする。

(貸出対象者)

第 3 条 貸出対象者は鳥取県内に居住、在勤、在学するものとする。

(2) 行事等で使用する場合は、鳥取県内において開催される地球温暖化防止、省エネ、環境保全の普及・啓発活動等とし、営利を目的とするものを除く。

(貸出申請)

第 4 条 貸出の申請は、事前にセンターへ貸出可能かをメールまたは電話で確認の上、センター長宛てに【別紙様式 2】地球温暖化防止推進、環境学習ツール等の貸出申込書を提出する。

(貸出期間)

第 5 条 貸出期間は 2 週間以内とし、使用后返却予定日までに返却する。

(2) 原則、貸出、返却場所はセンターとする。

(3) 貸出、返却は、業務日の 9 時から 17 時までの間に行う。

(4) 配送により貸出、返却を行う場合は、その経費は利用者が負担する。

(使用条件)

第 6 条 啓発ツールを貸出の目的以外に使用してはならない。

(2) 啓発ツールを良好な状態で管理、取扱い、そして使用しなければならない。

(3) 啓発ツールの転貸、譲渡してはならない。

(4) 啓発ツールの複製、改変、放送・有料上映はしてはならない。

(経費負担)

第 7 条 啓発ツールの貸出は無料とする。

(2) 啓発ツールの使用にかかわる経費は、利用者の負担とする。

(3) 貸出および返却にかかわる送料等の経費は、利用者の負担とする。

(損害補償)

第 8 条 貸出期間中に利用者の故意、過失により啓発ツールを破損または紛失した場合、センターに報告するとともに、現状に復するものとし、原状回復費用は利用者が負担する。

(事故の賠償責任)

第 9 条 貸出期間中に啓発ツールによる事故が発生した場合は、直ちにセンター長に報告するとともに、第三者に対する損害賠償等については、利用者が一切の責任を負い、その賠償をしなければならない。

## 様式 1

(その他)

第 10 条 この要綱に定めのない事項は、センター長が必要に応じて別に定める。

## 附則

この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。